# 要 望 目 次

1.	地方分権の推進による都市自治の確立に関する要望	1
2.	防災・災害対策の充実強化等に関する要望	3
3.	情報化施策の推進等に関する要望	5
4.	新・全国総合開発計画等の推進に関する要望	8
5.	北方領土の復帰促進に関する要望	9
6.	外国人登録の改善に関する要望	10
7.	地籍調査事業の推進に関する要望	11
8.	郵便官署における公金収納取扱の改善に関する要望	12
9.	公益法人等への派遣職員の共済制度等の適用に関する要望・	13
10.	戸籍の再製に関する要望	14
l1.	武力攻撃事態対処法案等に関する要望	15
12.	人権擁護の推進に関する要望	16
13.	男女共同参画社会の推進に関する要望	17
l <b>4</b> .	犯罪被害救済制度の充実に関する要望	18
15.	オウム真理教(現・アレフ)対策強化に関する要望	19
16.	都市税源の充実強化等に関する要望	20
17.	地方交付税の充実に関する要望	24
18.	国庫補助負担金の廃止・縮減に関する要望	26
19.	地方債の充実・改善に関する要望	28
20.	ペイオフ解禁に係る公金預金の保護に関する要望	29
21.	公営企業金融公庫の枠組みの堅持に関する要望	30
22.	介護保険制度に関する要望	31
23.	廃棄物に関する要望	36

24.	国民健康保険に関する要望	42
25.	少子化対策に関する要望	45
26.	保健福祉施策に関する要望	48
27.	障害者福祉に関する要望	50
28.	地域医療保健に関する要望	53
29.	国民年金に関する要望	56
30.	生活環境等の保全・整備に関する要望	57
31.	化学物質対策に関する要望	60
32.	水道事業に関する要望	62
33.	雇用就業対策の推進に関する要望	63
34.	公立学校の施設整備に関する要望	64
35.	義務教育施策等に関する要望	65
36.	幼児教育の振興に関する要望	68
37.	地方文化の振興に関する要望	69
38.	農林水産業の振興に関する要望	71
39.	牛海綿状脳症(BSE)対策に関する要望	74
40.	地域産業の振興等に関する要望	75
41.	公共事業用地の確保に関する要望	77
42.	下水道の整備促進に関する要望	78
43.	まちづくり等に関する要望	79
44.	都市公園の整備促進等に関する要望	81
45.	治水事業等の推進に関する要望	82
46.	道路の整備促進に関する要望	84
47.	公営住宅に関する要望	86
48.	運輸・交通施策に関する要望	87

49.	港湾等の整備促進に関する要望	90
50.	特殊法人等整理合理化に関する要望	92

## 地方分権の推進による都市自治の確立に関する要望

真の分権型社会を実現するためには、都市自治体への更なる事務 事業の移譲や様々な関与の廃止、縮減を一層推進するとともに、残 された最大の課題となっている国から地方への税源移譲等による地 方自主財源の充実強化を早急に実現する必要がある。

よって、国は、地方分権の真の進展に向け、次の事項について積極的かつ適切に対処されたい。

- 1. 住民に身近な事務を中心とする更なる権限移譲と必置規制・関 与等の見直しを行うとともに、早急に国と地方の新たな役割分担 に応じた地方税財源の充実確保を図ること。
- 2. 市町村合併の推進に当たっては、合併を進める上で的確な判断ができるよう地域の将来像が客観的に認識できる高齢化の動向等の予測や人口規模別の行政体制、交付税の現況と将来の見通しなどの情報提供をさらに強化すること。また、社会的、経済的事項等の実態や合併後の行政運営を十分考慮し、財政支援等適切な措置を講じること。

なお、法定協議会が合併特例法の期限内に設置されるなど一定の手続きが進んでいる場合には、特例措置の対象となるよう弾力的な運用を図ること。

3. 国からの法定外公共物の譲与については、申請手続の簡素化等、

事務負担の軽減を図るとともに、譲与後における財産管理、機能管理の事務量の増大に対し適切な財政措置を講じること。

4.分権型社会の進展に伴い、NPO法人は今後の地域社会において重要な役割を果たすことが期待されているため、NPO活動の促進を図る観点から、認定 NPO 法人の認定に係る要件の緩和を図ること。

## 防災・災害対策の充実強化等に関する要望

阪神・淡路大震災を教訓として、都市自治体は大規模災害に対する防災対策等の一層の充実強化の推進等が強く望まれている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を早急に 講じられたい。

1.消防・防災施設整備及び設備整備に対する消防補助金等について、大規模地震対策や高度な救急救命措置の実施等の観点から、財政措置の充実強化を図ること。特に、緊急消防援助隊は、自らの地域を超える国家レベルで活動するものであり、それに必要な経費について国費で措置すること。また、ヘリコプターを活用した全国的かつ総合的な航空消防防災体制のより一層の充実強化を図ること。さらに、災害時の情報収集・伝達システム研究開発等の消防防災の情報化を推進すること。

#### 2. 大規模地震対策について

- (1) 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の対象事業を着実に推進するため、十分な財政措置を講じるとともに、同法等による的確な強化地域の指定を行い、併せて、地震に関する調査及び研究を引き続き推進すること。
- (2) 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画が新たに策定されたところであり、また、大規模地震対策特

別措置法に基づく地震防災強化地域の指定も見直されたところであるが、今後とも防災対策を十分に行うためにはそれぞれ特例措置の期間を延長すること。

- (3) 災害復旧費の申請・許可等の手続が簡略に出来るよう制度の 見直しを行うこと。
- (4) 大地震発生後、早期の復旧・復興対策が円滑に行えるよう、 海域部に廃棄物護岸を建設し、災害時に発生する瓦礫等が埋め 立てられるような災害廃棄物の処理・処分のための制度を創設 すること。
- 3.災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設、避難路等に対する耐震診断並びに補強費用等について財政支援措置を講じること。

また、地震防災対策事業の補助対象事業を拡大するとともに、事業費の算定に当たっては、実勢価格を基礎とすること。

4.自然災害による被災者の生活再建支援制度について、適用要件 等の緩和や支給限度額の引上げ等の充実を図るなど、被災者支援 制度の充実を図ること。

#### 情報化施策の推進等に関する要望

我が国は、近年の急速な情報処理技術、通信技術の進展や住民ニーズの多様化により、行政サービスの広域化、高度化、手続きの簡素・効率化を図ることが重要な課題となっている。

よって、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 電子自治体の実現に向けた申請・届出等手続のオンライン化の 導入について、組織・個人認証等の制度面、技術面の確立を図る とともに、システムの開発・普及などの支援事業の充実とさらな る財政措置の拡充を図ること。

また、総合行政ネットワーク等の基盤整備及びその運営に必要となる経費等ついて、十分な財政措置を講ずること。

情報通信技術の急速な進展に伴い、自治体間及び住民間に生じる様々な情報格差を是正するため、情報通信基盤の整備、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。特に、高齢者や障害者が利用しやすい機器の開発や導入の促進等、ITの利便性を享受できる情報通信環境を整備すること。

さらに、ブロードバンド時代に対応した、地域情報化施策に対する財政支援措置のさらなる拡充を行うとともに、地域イントラネット整備事業や新世代地域ケーブルテレビ整備事業等について、公設民営方式による事業を対象とするなど、地域の実態に即した

弾力的な制度運用を図ること。

2.投開票事務の簡素化、選挙システムの近代化、選挙人の利便向上を目的として導入された電磁的記録式投票制度について、その積極的推進と普及を図るとともに、セキュリティ対策をはじめ、不在者投票の電子化の推進及び投票所から開票所への投票データのオンライン送信の実現、さらに国政選挙への導入をも含めた法的整備を講じられたい。

また、電子投票制度の導入に要する経費について、十分な財政支援措置を講ずること。

- 3. NTT通話区域について、今後の社会経済圏の広域化等を十分に考慮し、利用者の利便性の向上等を図るため、都道府県をそれぞれの一つのユニットとして単位料金区域に改められたいこと。
- 4.住民基本台帳ネットワークシステムについては、第二次稼動へ向けてシステム構築や今後の運用管理に係る経費、高度なシステムに精通した人材確保等について実態に即した十分な財政措置を講ずるとともに、不交付団体も含めた新たな財政支援制度の充実を図ること。

システムに係る個人情報の保護について、国民の不安を解消するため、データ及びセキュリティの徹底した管理に努め、請求事由を明らかにさせたうえで、住民記録に関する情報の利用した経過等に係る記録についての本人開示請求を認めること。また、法

に定める目的以外に個人情報の利用が行われないように、プライバシーの保護、責任体制の明確化等について万全の措置を講じ、 長期的に安全なシステムの運営を図ること。

併せて、国民の十分な理解が得られるよう、システムの仕組み や制度について、さらなる広報活動を実施すること。

5.個人情報保護制度については、審議中の基本法案のほか、具体的な規制を盛込んだ個別法の整備など、実効性のある内容とするよう万全の措置を講ずること。

また、個人情報保護の観点から、住民基本台帳の大量閲覧等について請求者の範囲の制限など、法的な措置を講ずること。

# 新・全国総合開発計画等の推進に関する要望

2 1世紀にふさわしい国土づくりを進めていくためには、地域の活性化を図り国土の均衡ある発展を実現することが必要である。

よって、国は、新・全国総合開発計画等の推進に関し、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 多極分散型の国土形成の実現に向けて、業務核都市の整備を促進するとともに、民間企業に対する財政支援制度の拡充や新たな支援制度の創設を図ること。
- 2.地域戦略プランに基づく事業の円滑な実施のため、安定した財政措置を講じること。

# 北方領土の復帰促進に関する要望

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島 のいわゆる北方領土の早期復帰は、日本国民すべての悲願である。

よって、国は、北方領土に関する我が国の基本方針に基づき、引き続き、強力な外交交渉を行い、北方領土の復帰促進を図られたい。

# 外国人登録の改善に関する要望

外国人登録制度について、「外国人登録法の一部を改正する法律」により、在留外国人の負担軽減及び事務処理の簡素化等が図られたところであるが、さらなる改善に向けて、国会における附帯決議を踏まえ、次の事項について抜本的な改善措置を講じられたい。

- 1. 外国人登録証明書の常時携帯義務の廃止
- 2 . 各種義務年齢の引上げ
- 3. 罰則規定の一層の緩和
- 4.代理申請の一層の緩和
- 5.永住者・特別永住者に対する「国籍の属する国における住所又は居所」「旅券番号」「旅券発行年月日」の登録義務の廃止

# 地籍調査事業の推進に関する要望

国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とした地籍調査事業は、 平成12年度から「第5次国土調査事業十箇年計画」に基づき実施 されており、本計画において、外部への委託や簡便な調査手法など の事業促進策が導入されたところである。

しかしながら、今なお、都市自治体においては、大きな財政負担 と膨大な事務処理が必要であり、計画的な地籍調査事業の推進に支 障をきたしているのが現状である。

よって、国は、地籍調査事業を推進するため、必要かつ十分な予算措置を講じるとともに、補助対象を実態に即して、改善・充実を図ること。

# 郵便官署における公金収納取扱の改善に関する要望

郵便官署における公金収納取扱いについては、公金収納手数料や公金振替処理日数において、今なお民間の金融機関と大きな格差がある。

よって、国においては、公金収納手数料及び公金振替処理日数についてさらなる改善を図られたい。

# 公益法人等への派遣職員の共済制度等の適用 に関する要望

本年4月1日から施行された「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」による職員の派遣について、派遣職員にとって不利益とならないよう、災害補償制度や共済制度が適用できるよう、所要の措置を講じられたい。

# 戸籍の再製に関する要望

第三者による虚偽の届出に基づいて養子縁組、婚姻等の戸籍の記載がされ、その後その記載が訂正された場合においては、関係人の申出により、虚偽の届出に基づく戸籍の記載及びその訂正に関する記載を移記しない方法により戸籍の再製が行えるよう措置を講じられたい。

## 武力攻撃事態対処法案等に関する要望

先の通常国会において継続審議とされている「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律」等の関連3法案において、「地方公共団体の責務」、「国と地方公共団体との役割分担」及び「国民の協力」等の規定が設けられており、地方自治体にとっては、さまざまな影響が予想されるとともに、市民生活に重大な影響を及ぼしかねないことから、地方自治体や市民は大きな関心を持っている。

ついては、下記事項について十分配慮されたい。

- 1.国と地方公共団体の具体的な責務や役割分担など地方自治体や市民に関わりのある事項を出来る限り早期に明確にすること。
- 2.国会における審議や今後予定されている関係法案の整備等に当たっては、地方自治体に対して十分な説明を行うとともに、地方自治体の意見を十分尊重すること。
- 3.国会において慎重かつ十分な審議を尽くすこと。

## 人権擁護の推進に関する要望

今日、わが国では社会情勢の変化や国際化によって、さまざまな 人権問題が生じている。人権擁護の推進と啓発を図り、住民の基本 的人権を護るため、国においては次の事項について積極的な措置を 講じられたい。

- 1.「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、あらゆる差別の撤廃に向けて、人権教育・啓発の一層の推進を図ること。
- 2.差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済し、人権尊重の理念を啓発するため、きめ細かな対応が図られるよう適切な措置を講じ、実効性ある人権擁護・人権救済制度を確立すること。
- 3.インターネット上の人権侵害による被害を防止するため法的規制や行政指導をさらに強化し、差別情報の流通の未然防止、被害者救済についての十分な措置を講ずること。
- 4.基本的人権の侵害につながるおそれのある身元調査を防止する ため、規制制度の早期確立を図ること。

#### 男女共同参画社会の推進に関する要望

男女共同参画社会を推進するため、男女雇用機会均等法の周知徹底と指導強化を行い、男女共同参画の視点に立った税・年金等の社会制度・慣行の早期見直しを推進すること。また、育児・介護休業制度の普及と一層の充実に努めるとともに、事業主への指導・監督の強化を図ること。

さらに、配偶者等の暴力から被害者を保護するため、広域緊急一時保護施設の整備や民間シェルター等への十分な財政支援を行うとともに、関係機関との協働体制を確立し、被害者の自立支援施策及び加害者の更正について制度の充実を図ること。

#### 犯罪被害救済制度の充実に関する要望

住民が、弁済能力のない者から店舗や住宅などの建物や物品に対する破損等の被害を受けた場合、当該被害者の自己負担によって対処しなければならない状況にある。

ついては、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に基づく、 殺人や傷害などの人の生命又は身体を害する故意の犯罪により、不 慮の死を遂げた者の遺族や身体に重い障害が残った者に対する支援 措置と同様に、弁済能力のない者から建造物等の被害を受けた場合、 その被害者に対する経済的支援制度を創設されたい。

# オウム真理教(現・アレフ)対策強化に関する要望

団体規制法に基づくオウム真理教への観察処分については、平成 15年1月31日をもって期限切れとなるため、地域住民の不安など に配慮してその期限を延長するとともに、類似の事件に対して包括 的な法律を制定するなど抜本的な対策を講じられたい。

## 都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1.分権社会の到来に向けて、都市自治体がその責任を果たしていくためには、地方の歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、国から地方への税源移譲の早期実現が必要であり、当面、「地方財政の構造改革と税源移譲について(試案)」による国税対地方税の割合1対1の実現を目指し、所得税から個人住民税への、また、消費税から地方消費税への税源移譲等を含む抜本的な地方税制改革を早急に進め、都市税源の充実強化を図ること。
- 2.税制改正により減収等が生じる場合は、今後における都市の自主的な行財政運営に支障を来たすことのないよう、適切な税・財源措置等により補てんすること。
- 3.市町村の基幹税目である個人住民税は、地域社会の費用を住民が広くその能力に応じ負担する税であり、また、安定性と伸張性を有する極めて重要な税であることを踏まえ、その充実を図ること。

また、個人住民税均等割については、人口段階毎の税率区分を一本化し、税率を引き上げるとともに、個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する均等割等の非課税措置を見直すこと。

4.法人所得課税については、極めて重要な都市税源であることから、 法人住民税の充実確保を図ること。

また、法人事業税の外形標準課税の導入を早期に実現するとともに、導入に当たっては法人住民税等関連する税制の取扱いについても十分配慮すること。

5.固定資産税の平成15年度評価替えに際しては、同税が市町村の重要な基幹税目であることを踏まえ、商業地等の現行の負担水準の上限である70%を堅持するなど、その安定的確保を図ること。

また、税負担の公平性を確保する観点から、速やかに負担水準の 均衡化が図られるよう現行の負担調整措置を見直すこと。

- 6. ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在都市におけるゴルフ場 関連の財政需要もあり、貴重な財源であることから、現行制度の堅 持はもとより、その充実強化を図ること。
- 7.特別土地保有税については、土地の有効利用を促進する税制として重要な役割を果たしており、また、都市の貴重な税源であることから、現行制度を堅持すること。
- 8. 事業所税については、都市環境の整備を推進するための重要な財源であることから、現行制度の堅持はもとより、その充実強化を図ること。また、課税団体の範囲を拡大すること。
- 9.軽自動車税については、相当長期にわたり税率が据え置かれていることや自動車税との負担の均衡を考慮し、税率を引き上げること。

なお、原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いことに 鑑み、課税方法、課税対象等について、早急に実態に見合った見直 しを行うこと。

- 10. 入湯税、特別とん税等の定額課税については、相当期間にわたって税率が据え置かれていることから税負担の均衡、物価水準の推移等を勘案し、税率を引き上げること。
- 11. いわゆる環境税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案した地方税とすること。
- 12.消費・流通課税については、都市における消費・物流の実態を反映する税目であることから、都市への配分割合を拡充すること。
- 13.税負担の公平と適正化を図るため、租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化を一層推進すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置については、抜本的な見直しを行うこと。

14.電子申告システムの検討に当たっては、セキュリティーを確保するとともに、市町村の実態を十分考慮し、納税者の利便性、事務の 効率化に資するシステムとすること。

また、社会保険庁からの公的年金等支払報告、国税庁所管の確定 申告データ、法務省所管の不動産登記データ及び軽自動車等登録機 関保有の軽自動車税の課税データについては、提供された一覧表等 を基に改めて市町村が電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費 やしていることから、これらのデータ提供については、磁気媒体に より行うこととすること。

15.都市税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくため、税負担の公平を確保するとともに、税制を住民に分かりやすい簡素なものとし、併せて、コンビニエンス・ストアなどで地方税収納事務を行えるようにするなど納税者の事務負担の軽減等を図るとともに、還付加算金等の特例基準割合を実態に合わせて見直すこと。

また、引き続き、税制上必要な措置を講じるほか、関係省庁・都道府県との税務行政運営上の協力体制を充実すること。

#### 地方交付税の充実に関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源として、地方自治の根幹をなす重要な一般財源である。都市自治体においては、行政需要に的確に対応するため、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めているが、地方交付税の所要総額が著しく不足する事態が長く続いているため、地方交付税が都市自治の安定的な運営を保障する財政調整制度として、将来にわたり十分に機能するかどうか懸念される状態である。都市自治体としても自らの税収確保等に努力すべきことは当然であるが、都市自治体の安定的な財政運営が図られるよう、国においても、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1.都市の財政運営に支障が生じないよう、地方交付税制度の財源保 障及び財政調整機能を堅持するとともに、地方交付税率の引上げ等 により地方交付税総額を安定的に確保すること。
- 2.基準財政需要額について、都市的財政需要の実態に即し、算定費目の拡大、単位費用の引上げ等を図ること。

また、算定方法の簡素化について、引き続き、その推進を図ること。

3.地方債の元利償還金に対する交付税算入率の引上げ及び対象事業の拡大を図ること。

4. 留保財源率及び基準財政需要額の見直しに当たっては、小規模団体への配慮を含め、都市の行財政実態に十分配慮すること。

#### 国庫補助負担金の廃止・縮減に関する要望

都市自治体の自主性・自立性を高める観点から、国庫補助負担金の 廃止・縮減を推進するため、国は、次の事項について適切な措置を講 じられたい。

1.地方分権推進計画等に基づき、国の関与を縮小し、都市自治体の 権限と責任を大幅に拡大する観点から、国庫補助負担金を大幅に廃 止・縮減し、所要額を地方の自主財源として移譲すること。

特に、人件費、法令施行事務費、施設の運営費等、都市自治体の 事務として同化・定着している事業に係るものなどについては、速 やかに廃止し、一般財源化を推進すること。

この場合、国の予算編成上の都合等により歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施し、単なる地方への負担転嫁となることのないようにすべきであり、不交付団体も含めた的確な財政措置を講じ、十分な財源確保を図ること。

- 2.国庫補助負担金に係る補助単価、補助対象、基準数量等については、社会経済の実態に即した見直しを行い、超過負担の解消を図る こと。
- 3.不交付団体等に対する国庫補助負担金の調整措置を撤廃すること。
- 4.地域の実情に合わせた補助要件等の弾力的運用を図るとともに、 補助対象資産の他の用途への転用については、地方の自主性を尊重

すること。

- 5.統合補助金化の一層の拡充を図るとともに、地方の実情にあった 弾力的運用を図ること。
- 6.国庫補助負担金の交付申請の事務手続等について、簡素合理化を 図り、また、事業の執行、資金計画に支障を生じさせることのない よう、交付時期の適正化を図ること。

## 地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1.生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
- 2.政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、それらの見直しを含めた弾力的措置を講ずるなどにより、公債費負担を軽減し、財政の健全性の確保を図ること。
- 3.起債対象事業、充当率及び起債許可要件等制度の充実を図るとともに、貸付利率の引下げ、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。

# ペイオフ解禁に係る公金預金の保護に関する要望

都市自治体は、指定金融機関の指定や中小企業等への制度融資に係る預託等に当たっては、地域経済対策の一環として地元金融機関を選択し、公金の保管等に努めているが、ペイオフが全面的に解禁される場合は、収納代理機関等に一時的に滞留する収納金を含む公金預金の保護への対応も必要となる。

現在、金融機関破綻時に全額保護される「決済用預金」を創設するとともに、平成 17 年 3 月末までの間は、現在と同様、普通預金等を全額保護することなどを内容とする「預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」が、国会において審議されている。

ついては、国は、収納金を含む公金預金を保護するため、金融機関の健全性を確保することはもとより、金融機関の経営状況の把握に不可欠な情報の開示の徹底等を進めるとともに、このような都市自治体の置かれている現状について十分に配慮し、当面、同法律案の早期成立を図るなど都市自治体の行政執行に支障が生じることのないよう適切な措置を講じられたい。

# 公営企業金融公庫の枠組みの堅持に関する要望

公営企業金融公庫は、民間金融市場からの資金調達を通じて都市自 治体に不可欠な長期・固定・低利の資金を供給しており、個々の都市 自治体がこのような良質の資金を民間金融機関から調達することは極 めて困難であることから、現行の公営企業金融公庫の枠組みを堅持す ること。

## 介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営のため、国は、積極的な支援措置を行い、 特に次の事項について万全の措置を講じられたい。

- 1.財政運営について
  - (1) 介護保険財政の健全な運営のために十分な支援措置を講じること。

また、国の制度変更による財政影響については、国の責任において負担すること。

なお、財政措置を講じるにあたっては、個々の都市自治体の実態に即した適切な措置を実施するほか、特に地方交付税不交付団体に対しても十分的確な措置を行うこと。

- (2) 国庫負担のうち調整交付金(5%)は、別枠とすること。 また、財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- (3) 介護保険制度の実施に伴い、国民健康保険への介護保険料上乗せによる収納率の低下が強く懸念されることから、国保の運営に支障が生じることのないよう収納率低下に対する十分な財政措置を講じること。
- (4) 介護保険事務費交付金については、市町村への超過負担が生じないよう、実態に見合った所要額を確保すること。

また、電算システムの運用経費、給付実績通知書の利用者への送付、保険料未納者対策等介護保険運営の事務経費について、十分な財政措置を講じること。

#### 2.低所得者対策等について

- (1) 低所得者については、国の特別対策による自己負担の軽減策が 新規認定の低所得者を対象としていないことなどの問題が生じ ているので、これらを含めて抜本的に検討し、国の制度として、 財政措置を含めて総合的統一的な対策を速やかに講じること。そ の際には、保険料第1段階で生活保護受給者以外の者及び保険料 第2段階で所得の状況等から特に生計が困難と認められる低所 得者について、サービス利用者負担軽減策の拡充と保険料の軽減 を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、 その利用者負担も高額になるため、介護保険の利用者負担の減免 措置を講じるとともに、その費用は国の負担とすること。

#### 3.介護サービスの基盤整備について

- (1) 市町村老人保健福祉計画及び市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保・養成を含めて基盤整備の推進を図るとともに、十分な財政措置を行うこと。
- (2) 次期事業計画が迅速かつ適切に策定できるよう、平成15年度以降に適用される介護報酬等の早期決定を行うとともに、積極的

な情報提供を行うこと。

(3) 高齢者ができるだけ要介護状態にならないようにするために必要な介護予防・地域支え合い事業や生きがい活動に係る諸施策の 充実を図るとともに、介護予防拠点整備事業の継続をはじめ施設 の整備に対し、必要な財政措置を講じること。

#### 4.被保険者・1号保険料について

- (1) 遺族年金をはじめ老齢・退職を事由とする年金以外の年金についても特別徴収が可能となるようにすること。
- (2) 有料老人ホーム等の特定施設やグループホームの入所者に対しても、住所地特例の適用をすること。
- (3) 第1号被保険者の保険料については、世帯単位で見ると所得がより少ない世帯の保険料の方が高くなる場合もあることなどから、より公平な保険料設定について検討すること。
- (4) 年度途中での資格取得や徴収額変更について、速やかに特別徴収ができるようにするなど、特別徴収事務処理の迅速化を図るとともに、被保険者に理解しやすいよう所要の指導を講じること。
- (5) 社会保険庁と地方公務員共済組合連合会の特別徴収事務を統合し、事務処理の一元化を図ること。
- 5.要介護認定・介護支援サービスについて
  - (1) 要介護認定が公平・迅速に行われるよう、認定調査員、認定審査会委員及び介護支援専門員等の研修・育成対策を積極的に推進

すること。

- (2) 要介護認定の判定にあたり、痴呆性高齢者の認定等が適切に行われるよう基準を明確にすること。
- (3) 認定有効期間の原則を現行の6か月から12か月に延長するなど、認定申請、認定調査の効率化等を図ること。
- (4) 主治医意見書の作成手数料の支払は、居宅・施設入所の別及び新規・継続の別により複雑な確認事務が必要となるため、事務の合理化が図られるよう見直しを行うこと。また、要介護(支援)認定を30日以内に行うことができるようにするため、主治医意見書が迅速に作成されるための必要な対策を講じること。
- 6.保険給付・サービス提供事業者等について
  - (1) 適正なサービス提供や介護報酬請求が行われるよう、国及び都道府県において、事業者等に対する指導を強化すること。
  - (2) 介護に利用するいわゆる介護タクシー問題について、制度の公平 性が損なわれることがないよう、明確な基準について検討を行うこと。

#### 7.介護報酬について

介護報酬の見直しにあたっては、平成14年5月に本会が取りまとめた「介護報酬に関する意見」を十分に踏まえ、在宅サービスの充実が図られるよう見直しを行うとともに、介護報酬の改定が保険財政に大きな影響を与えることのないよう、適切な措置を講じること。

#### 8. その他

- (1) 介護保険制度の見直しにあたっては、地方自治体と十分協議するとともに、具体的なスケジュールを早期に提示すること。 また、制度変更等にあたっては、速やかに情報提供を行うこと。
- (2) 介護保険制度については、介護保険制度の財政見通しを踏まえた保険料負担、利用者負担等について、これまで以上に積極的に 広報を行うとともに、国民にわかりやすい広報を行うこと。
- (3) 養護老人ホームの在り方について所要の検討を行うこと。
- (4) 介護サービスの利用料については、新たに介護費用控除を創設すること。
- (5) 介護保険制度における第三者行為による介護費用の求償方法について、一定の基準を提示すること。

### 廃棄物に関する要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的 な措置を講じられたい。

- 1.ダイオキシン対策等廃棄物処理について
  - (1) ダイオキシン対策に適応した廃棄物処理施設の整備を促進する ため財政措置の充実を図ること。

また、ダイオキシン類の発生抑制のための既存施設の改修・設備改良について、施設の大小にかかわらず十分な財政支援措置を 講じること。

- (2) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱に基づく廃棄物焼却施設の解体撤去工事費に対し国庫補助制度を創設するとともに、起債の対象とするなど財政措置を図ること。また、解体撤去工事費用の軽減を図るため、解体工法の確立について、関係業界の指導を行うこと。
- (3) 廃棄物焼却施設の廃止及び解体撤去におけるダイオキシン類等による周辺環境の汚染防止のための基準を早急に示すこと。
- (4) 廃棄物の適正処理とごみの減量化・資源化を推進し、廃棄物処理施設の計画的な整備を図るため、必要な予算額を確保するとともに、財政支援措置を強化すること。

また、平成10年度から補助対象外とされている廃棄物処理施

設の基幹的な改良事業を補助対象に復活すること。

なお、平成12年度から14年度までとされている補助額を補助率3分の1相当の額まで加算する等の特別の財政措置について、 平成15年度以降も継続すること。

- (5) ごみ処理広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備、リサイクル施設、基幹的な廃棄物処理センター等について財政措置を充実すること。
- (6) 周辺環境整備等について財政措置を拡充すること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令において、一般廃棄物最終処分場設置基準を強化することとしているが、離島の場合における特殊性等を考慮し、その適用の際には配慮すること。
- (8) 国は産業廃棄物の処理体制確保のため公共関与による処理施設の整備のため、施設整備が整うまでの間、中小事業者から排出される産業廃棄物を市町村の一般廃棄物処理施設で併せ処理を促進することとしている。この様な実態を踏まえた施設整備費補助制度のあり方を検討すること。
- (9) 市町村設置の下水道汚泥焼却施設において、し尿処理汚泥の処理をあわせて行えるよう法律改正を行うこと。
- 2.総合的な廃棄物政策等について
  - (1) 循環型社会形成推進基本法をはじめとした廃棄物・リサイクル

対策関連法の実効性を確保するとともに、更なる排出者責任の徹底及び事業者責任の強化を図り、循環型社会構築へ向けた取り組みを強力に推進すること。

また、循環型社会の構築に向けて、リサイクル施設の整備・運営に対する財政支援を行うこと。

- (2) 循環型社会の構築に向け、国・国民・NPO・NGO・事業者、 地方自治体等の役割分担を明確化したうえでそれぞれの果たす べき役割を具体的に提示し、各団体等の活動に対する十分な支援 措置を講じること。
- (3) 地域の特性を活かしたリサイクル事業を推進するため、エコタウン事業の一層の充実を図るとともに、先導的なプロジェクトの推進にあたっては、各省庁間の連携による横断的な支援措置を講じること。
- (4) 循環型社会の構築に向け、根本的なごみの減量化を図るため環境保全を基本理念とした環境教育の推進を図るとともに、国民への広報及び啓発活動を積極的に行うこと。

また、事業者等に対する啓発活動を更に推進するとともに、行政指導の徹底を図ること。

(5) 乾電池やフロン含有製品など処理困難物の生産及び過剰包装の 抑制、使用素材表示の法的義務付け、事業者負担による回収やデ ポジット制の導入あるいは環境への負荷を与える製品に対する法 的規制など、ごみ減量化・資源化のための総合的施策の制度化を 図ること。

- (6) 古紙等の再商品化と再生製品の利用促進のため、再生資源物の 使用比率の向上、市場価格の安定化など再生資源物の安定的な流 通対策を推進すること。
- (7) プラスチックごみの減量化・資源化のための技術開発の促進及 び再生資源の利用促進のための各種規制緩和や税制上の優遇措置、 中小再生資源取扱業者に対する支援措置を講じること。
- (8) カセット式ガスボンベ等の使用済容器について、安全に処理するためのガイドラインを示すとともに安全な製品の研究開発など関係業界に対する指導を行うこと。また、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品としての指定を検討すること。
- (9) 廃棄物の不法投棄に対する取締り及び罰則の強化を図ること。 また、不法投棄の監視など、地方自治体が行う不法投棄防止対 策や撤去等費用について十分な財政措置を講じること。

さらに、廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見のための全国 的な体制を早急に構築すること。

- (10) 廃棄物の発生量やリサイクル・処理状況など、情報を迅速かつ的確に入手し、活用できるよう環境情報の提供体制を整備すること。
- (11) 廃棄物対策における国の役割として、廃棄物関連の処理技術に

関する研究開発が重要である。都市においても、地域に応じた適 正処理技術等の研究開発機能の整備強化が求められているが、ダ イオキシン類等に代表されるように国でなければ困難な先端的な 技術開発も少なくない。これらについて、国の役割・責務を更に 拡充し、研究・開発経費を確保すること。

- 3.容器包装リサイクル法について
  - (1) 容器包装リサイクル法の円滑な推進のため、製造事業者等の責任を強化し、市町村と製造事業者等の役割分担を見直すこと。

また、拡大生産者責任の考え方に基づき製造事業者等が回収を行うよう制度改正を図ること。

- (2) 市町村の負担が過大とならないよう、分別収集及び再商品化に伴う費用に対する支援措置を講じること。
- (3) 再商品化義務を免除される小規模事業者等に起因する再商品化費用については、市町村負担とならないようにすること。
- (4) 分別収集・リサイクルしやすい製品の開発・製造を行うよう、事業者等の意識改革を図るとともに、循環型社会形成推進基本法に基づく発生抑制・再使用・再利用の優先順位を明確にした施策を推進すること。
- (5) 容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止のため、ペットボトルの規格の統一、リターナブル容器の普及拡大を図るとともに、デポジット制を導入すること。

さらに、事業者による自主回収ルートの拡大を図ること。

- (6) ペットボトルについて、再商品化能力の拡大、再商品化された原材料の用途の拡大及び再商品化手法の拡大を図ること。
- (7) 容器包装リサイクル法の対象が容器包装に限られていることから、排出者には分かりにくく混乱を招いているため、容器包装の定義を明確にするなど制度の見直しを行うこと。

#### 4.家電リサイクル法について

(1) 不法投棄対策については国・事業者の責任により国民への啓発を行うなど防止対策の徹底を図ること。

また、不法投棄が生じた場合の費用については、国及び事業者において負担すること。

さらに、不法投棄防止対策として、不法投棄行為者が特定できるよう、製品の管理システムを確立すること。

- (2) 再商品化費用については、製品販売時における徴収とすること。 また、その費用の管理方策を講じること。
- (3) 指定引取場所について、どの製造業者等のものでも持ち込めるよう、共通のものとすること。
- (4) 家電リサイクル法で再商品化義務が課されていない品目について、リサイクルルートを拡充すること。

#### 5.産業廃棄物について

(1) 産業廃棄物の不適正処理に対応するため、自社処分名目の不適

正処理及び小型焼却炉や保管施設等に対する規制の強化を図ること。また、中小零細事業者に対する支援措置を講じること。

- (2) 産業廃棄物処理施設の設置について、立地規制及び紛争の予防と調整に関する規程を整備すること。
- (3) 建設残土の投棄について、その適正な利用や処分を明確に示すなど関係法の整備を図ること。
- (4) 総合科学技術会議が検討している、不法投棄廃棄物処理技術に関する研究開発プロジェクトを早期に実施すること。

### 国民健康保険に関する要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.医療保険制度改革について
  - (1) 国が保険者となって、すべての国民に通ずる医療保険制度へと 一本化すること。仮にその早急な実現が困難であれば、段階的な 措置として、当面は現在の保険者の組織は存続させながら、医療 保険に関する財政を一本化すること。
  - (2) 老人医療費拠出金の算定方法を見直し、国保保険者の負担軽減を図ること。
  - (3) 医療費適正化対策を強力に推進すること。その一環として、適正な医療が提供されるよう、医療機関に対する指導・監査の強化を図るとともに、保険者による指導・監査等の実施について検討すること。また、被保険者が医療機関を適切に選択することができるよう情報提供体制の整備を図ること。さらに、レセプトの電算処理等医療のIT化の推進を図るとともに、医療機関に診療内容等を明示した領収書の発行を義務付けること。また、被保険者に領収書を受け取り、診療内容等を確認するよう啓発すること。
  - (4) 診療報酬体系、薬価基準制度の見直しの推進を図ること。
  - (5) 医療保険制度の改正に伴う事務負担の増加等に対する財政措置

を講じるとともに、高額医療など制度改正の広報等周知徹底を図ること。

- 2. 当面の措置及び制度運営について
  - (1) 国保財政基盤の強化を図るため、国の責任と負担で実効ある措置を講じること。また、国保運営の困難な状況及び介護保険制度の実施を踏まえ、国保関係予算の所要額を確保すること。さらに、国保財政安定化支援事業、精神・結核の保険優先化に伴う負担増、保健事業などについて、十分な財政措置を講じること。
  - (2) 介護保険料上乗せによる収納率の低下が国保の運営に支障が生じることのないよう十分な財政措置を引き続き講じること。
  - (3) 保険料(税)負担の公平・平準化を推進するとともに、低所得者の負担増とならないよう配慮すること。
  - (4) 保険料(税)の2割軽減制度の申請主義を廃止すること。
  - (5) 葬祭費に対する財政措置を講じること。
  - (6) 老人保健医療に要する経費について、社会保険診療報酬支払基金及び国・県の負担金の概算交付額が当該年度の医療費支弁額を下回ることのないよう適正な交付を行うとともに、前年度精算金の早期交付を行うこと。
  - (7) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する療養給付 費等負担金の減額措置を廃止すること。
  - (8) 被保険者証のカード化など増大する事務経費に対する財政措置

を講じること。

- 3.被保険者の資格得喪失等について
  - (1) 被用者保険の保険者が資格喪失者の情報を国保保険者に通知するよう制度化すること。
  - (2) 国保資格を喪失した被保険者が受診したことによる過誤調整については、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるようにするなど簡素化を図ること。

### 少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 少子化対策を促進するため、子育て支援及び仕事と家庭の両立支援策の充実を図ること。また、少子化に関して国民の意識を高めるため、積極的な啓発活動を行うこと。

#### 2.保育対策について

- (1) 保育所待機児童の解消のため、多様な保育サービスの提供の充実を図ること
- (2) 保育所の大規模修繕整備事業に対する財政措置の充実を図ること。
- (3) 保育所の職員配置基準の改善を図ること。特に、1歳児に対する保育士の配置基準の改善を図ること。また、主任保育士の専任加算について、定員区分の見直しを図ること。
- (4) 保育所運営費に係る保育単価を引き上げるとともに、分園事業を増加させるため、分園を設置した保育所に係る保育単価の改善を図ること。また、保育所運営費の国庫負担金については、当該年度内に精算できるよう所要の予算額を確保すること。
- (5) 保育所費用徴収基準の見直しにあたっては、地方や保護者の負担増について十分配慮すること。

- (6) 障害児保育対策事業の国庫補助対象児童を拡充し、障害児保育 の充実を図ること。
- (7) 保育所と幼稚園の一元化を図るため、抜本的・具体的な制度の 見直しを図ること。
- 3.放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、補助基準の改正を含め、財政措置の充実を図ること。
- 4. 児童扶養手当支給事務等の改善を図るとともに、権限委譲に伴う地方負担増に対し、十分な財政措置を講じること。
- 5.父子家庭に対して、児童扶養手当等の財政支援制度を含む施策の 整備充実を図ること。
- 6.児童手当について、支給回数の見直しなど充実を図るとともに、 所得制限の緩和に伴う事務量の増大について、必要な財政措置を講 じること。
- 7. 母子家庭等の総合的な自立支援対策として、就業支援策や子育て 支援策のより一層の充実を図ること。
- 8.ファミリー・サポート・センターの設立基準や助成対象となる基準を緩和すること。
- 9.子育て短期支援事業の拡充を図るとともに、利用者負担額のより 一層の軽減を図ること。
- 10.乳幼児医療費について無料化制度を創設すること。
- 11. 産後休暇の延長、育児休業給付金の給付率の引上げや期間の延長

等、育児休業制度の充実を図ること。

12.人工授精や体外受精等の不妊治療を保険の対象とすること。

## 保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.老人保健福祉について
  - (1) 市町村老人保健福祉計画の目的達成のために十分な財政措置を 講じるなど、高齢者保健福祉施策の充実を図ること。
  - (2) 特別養護老人ホーム・老人保健施設の整備に対する国庫補助制度の拡充を図るとともに、個室化の整備促進、民間事業者による設置運営を可能とするような措置を講じること。
  - (3) 在宅介護支援センター運営事業費の補助基準額の改善を図ること。
  - (4) 高齢者対策の充実を図るため、社会福祉施設職員、ホームヘルパー、看護師及び保健師等の処遇改善、養成及び確保のための諸施策の展開を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
  - (5) 老人保健法に基づく保健事業の補助単価について、改善等を 図るとともに、早期に情報提供を行うこと。 また、C型肝炎等 緊急総合対策の充実を図ること。
- 2.生活保護基準の級地区分について地域の生活実態に即した改善を 図ること。
- 3.ホームレス問題の解決のため、就業の機会や宿泊場所の確保など

自立支援のための施策を充実すること。

- 4.判断能力が十分でない者の権利・利益の擁護のため、成年後見人制度など支援制度の充実を図るとともに、地域福祉権利擁護事業や市町村独自の取組みに対する財政措置を講じること。
- 5.民生委員・児童委員の新任委員の年齢制限について、70歳未満までに引き上げること。
- 6.障害者年金の支給対象とならない低身長症の者に対し、就労対策 等適切な支援措置を講じること。

### 障害者福祉に関する要望

障害者福祉の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1.次期障害者プランの策定にあたっては、障害者の自立支援と社会 参加の促進を図るため、社会情勢に即した目標を提示し、障害者福 祉施策の積極的な展開を図ること。

また、市町村における施策の円滑な実施のため、十分な財政措置を講じること。

- 2.支援費支給制度への円滑な移行を図るため、速やかな情報提供を行うとともに、引き続き財政措置を講じること。
- 3. 市町村への権限移譲について
  - (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事務の移譲に伴う経費について、十分な財政措置を講じること。
  - (2) 身体障害児に係る補装具給付事務及び身体障害児・知的障害児に係る日常生活用具給付事務の市町村への移譲に伴う経費について十分な財政措置を講じること。
- 4.精神障害者に対する就労支援をはじめ社会復帰・福祉施策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、障害者授産施設の認可にあたっての定員基準を緩和すること。 と。

- 5.小規模作業所に対する補助制度の充実を図るとともに、補助金の交付事務を市町村に移譲すること。
- 6.心身障害者(児)施設の整備促進のため補助制度を充実するとと もに、規制緩和などの措置を講じること。また、心身障害児(者) 施設の通所施設において、時間預かり事業を実施するために必要な 施設整備に対する財政措置を講じること。
- 7. 身体障害者訪問入浴サービス事業等については、身体障害者デイサービス施設設置の有無にかかわらず行えるよう制度を改正すること。また、対象者に重度身体障害児を加えること。
- 8. 重度身体障害者日常生活用具給付等事業の給付対象品目であるパソコンについて、対象者に重度の視覚障害者、聴覚障害者を加えること。また、身体障害者等の使用が容易なソフトウェア等の開発の推進、低価格化を実現するための積極的な措置を講じること。
- 9.ストマ用装具の交付について、装着者の利便を図るため、年間分の交付券を一括交付できるよう改善を図ること。
- 10.精神障害者に対する生活保護費の障害者加算の判定に際し、国民年金証書等の有無にかかわらず、精神障害者保健福祉手帳により障害程度の認定を行うよう改善すること。
- 11.精神障害者に対する公共交通機関の運賃及び有料道路料金の割引制度を設けること。また、身体障害者及び知的障害者を対象とした 運賃割引の対象を拡大するよう関係機関へ要請すること。

- 12.自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免措置について 2 級 及び 3 級の精神障害者も対象とすること。
- 13.知的障害者の施設入所費にかかる地方交付税の算入にあたっては、 措置人数による密度補正を行うこと。

## 地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.健康増進法に基づく地域の健康づくりを推進するため、保健施策や人材確保等について十分な財政措置を講じること。
- 2.高齢者に対するインフルエンザなど予防接種に係る経費については、実態を踏まえ十分に的確な財政措置を講じるとともに、予防接種費用単価について基準を設定すること。
- 3.がん検診事業及び妊婦乳児健康審査事業に対し、適切な財政措置を講じること。
- 4.総合的な難病対策を図るため、研究体制を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。
- 5.不法滞在外国人の未払い医療費に対する助成制度の充実を図ること。
- 6.重度心身障害児・者、精神障害者及びひとり親家庭の医療費に対する財政措置を講じること。
- 7.墓地設置の許可にあたり、現在の社会状況に応じたガイドラインを示すこと。
- 8.政府資金及び公営公庫資金による病院事業債について借換えを認める措置を講じること。

- 9. へき地の中核医療機関の医師確保について、第9次へき地保健医療計画に定める、医療従事者の確保策の推進を図るとともに、地域の大学と連携した人材育成事業に対する財政措置を講じること。
- 10.社会保険病院の見直しにあたっては、国有民営方式を存続させるとともに、病院の拡充及び維持管理に必要な整備については、国の負担とすること。
- 11.自治体病院における医療設備等の整備に対する財政措置を充実すること。
- 12. 老朽化及び耐震強化のための自治体病院の建替え対して適切な財政措置を講じること。
- 13.経営の安定化を図ることが必要な不採算診療部門を受け持つ自治体病院があることを勘案し、社会保険診療報酬制度の適正化を図ること。
- 14. 小児救急医療について
  - (1) 小児救急医療支援事業について対象の拡大及び単価の改善及び財政措置を充実すること。
  - (2) 小児救急医療対策として、小児医療に係る診療報酬の適正化を図ること。
  - (3) 新生児集中強化治療室(NICU)の患者は、長期にわたる対応が必要とされることが多く、新たな患者が受入れられるよう適切な措置を講じること。

- 15.自治体病院における電子カルテやレセプトの電算化等に関する施 策の充実を図るため、適切な財政措置を講じること。また、被保険 者証の個人データを電子化し、汎用的かつ効率的な資格確認システ ムを確立すること。
- 16.保健、医療等に関する個人情報のプライバシー保護を確保しつつ、 統一化・一体化を図るなど、効率的な健康疾病対策が行えるように すること。

## 国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営と充実を図るため、国は、次の事項について 積極的な措置を講じられたい。

- 1.市町村に対する事務費交付金については、超過負担が生じないよう財政措置の拡充を図ること。
- 2.被保険者の便宜を図るため社会保険事務所常設派出所を新設するなど、国の直接事務としての執行体制を十分に整備すること。
- 3.国民年金に障害基礎年金3級を創設し支給対象者の拡充を図るとともに、支給対象とならない障害者については、保険料の軽減を図ること。
- 4 . 無年金者の救済・発生防止のための改善措置及び外国籍の無年金者等に対する救済措置を講じること。
- 5. 社会福祉・医療事業団による年金担保貸付事業について、生活保 護受給者の増加を招くことのないよう貸付審査の厳格化等適切な措 置を講じること

## 生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国 は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.合併処理浄化槽設置整備事業について
  - (1) 合併処理浄化槽設置整備事業について、所要の予算額を確保するとともに、補助単価の改善、補助対象の拡大など制度の充実を図ること。

また、下水道事業計画区域において下水道整備が当分見込まれない地域の合併処理浄化槽の補助に対する対象条件年数を短縮すること。さらに、維持管理費用に対する財政措置を講じること。

- (2) 合併処理浄化槽への設置換えに伴う老朽化した単独処理浄化槽撤去費に対する財政措置を講じること。
- (3) 処理水放流先の確保について、関係省庁間で調整を図ること。
- (4) 高度処理型合併処理浄化槽における国庫補助適用地域の拡大 を図ること。
- 2.自動車公害対策について
  - (1) ディーゼル車等に対する排出ガス規制及び軽油中の硫黄分低減等の燃料改善の早期実現に向け関係業界への働きかけ等必要な対策を図ること。
  - (2) ディーゼル微粒子除去装置(DPF)の装着義務付け及び低公

害車の普及促進を図ること。

- (3) 大気汚染の改善状況を把握するため、監視体制の一層の充実を図ること。
- (4) 幹線道路沿線地域の騒音対策について、実効ある規制を図ること。
- 3. フロン対策について
  - (1) 断熱フロンの回収について、事業者等に義務付けること。
  - (2) 代替フロンについて、地球温暖化への影響を考慮し、新規代替物質の開発に努めるとともに、特定フロンの破壊処理技術の確立を図ること。
- 4.国立公園の災害について早急な復旧を図るための財政措置等、適切な措置を講じること。
- 5.閉鎖性水域における水質保全に係る行動計画を積極的に支援するとともに、総合保全対策の計画的取り組みを推進すること。
- 6. 黄砂現象の実態を究明するため、メカニズムの調査・研究を強化するとともに黄砂現象抑制に関する国内、国外対策を展開すること。
- 7.酸性雨問題を早期に解決するため、調査・研究を強化するとともにエネルギー消費の抑制や環境汚染防止に関する国内、国外対策を積極的に展開すること。
- 8. 有害鳥獣対策について、生息調査を引き続き行い、自然環境の保 全が保たれる対策と農林業作物の食害防除方法に関する研究・開発

をさらに進め、地域の実態に適した防除対策の確立を図ること。

- 9. ユスリカ発生に対する抜本的かつ強力な防止対策について早急に 取り組むこと。
- 10. CO2対策を図るため、森林資源(植林、再植林などを含む)の 温室効果ガス排出・吸収量について評価手法を確立すること。

また、環境会計の企業等に対する義務化について検討すること。

- 11.低周波音による健康被害への対策を講ずることが急務となっているため、評価基準を早急に設定すること。
- 12.日本海の海洋環境の悪化に対し、水温、汚染、海流、水循環変動等の調査、汚濁メカニズムなど総合的な調査研究を実施すること。

### 化学物質対策に関する要望

人の健康や生態系に対して重大な影響を及ぼす化学物質に対応する ため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.ダイオキシン類対策について
  - (1) ダイオキシン類の発生を抑制するため、環境負荷の少ない素材 の利用を促進するとともに、ダイオキシン類の発生メカニズムの 研究及び排出削減対策の取り組みを推進すること。
  - (2) ダイオキシン類に関する環境調査、健康調査等に対する財政措置を講じること。
  - (3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、施策の着実な推進を図ること。
- 2. 環境ホルモン対策について
  - (1) 環境ホルモンの実態調査及び人体・生態系影響に関する試験研究の一層の促進を図り、その情報提供に努めるとともに、評価基準の設定など適切な対応策を早期に確立すること。
  - (2) 環境ホルモンの実態調査に対する財政措置を講じること。
  - (3) 環境ホルモンとその生体影響について、効率的かつ安全・軽易な計測方法を確立すること。
- 3 . P C B 対策について
  - (1) PCB廃棄物について、早急に処理体制を構築すること。

- (2) PCB使用安定器の管理のために、十分な財政措置を講じるとともに、保管方法の確立を図ること。
- 4.化学物質に係る毒性評価についての事業者責任の明確化及び第三者機関による監視体制を確立すること。

## 水道事業に関する要望

安全な水道水の確保及び健全な公営企業財政の確保を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.水道管路近代化推進事業に対する補助採択基準の緩和など財政措置の充実を図ること。また、鉛製給水管更新事業についても補助の対象とすること。
- 2.高度浄水施設等整備事業について、所要の予算額を確保するとともに、補助採択基準の緩和など財政措置の充実を図ること。
- 3. 浄水場、基幹管路等の老朽水道施設を近代化するための更新・改築に対する補助制度を創設すること。
- 4. 自治体間において見られる料金、技術レベル、災害時の対応、水質等の格差を是正するため、末端給水まで広域的な水道事業を推進すること。

## 雇用就業対策の推進に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な 措置を講じられたい。

- 1.緊急地域雇用特別交付金事業を充実し、対象となる業務の内容、 雇用期間、人件費割合及び失業者雇入れ割合等、要件の緩和を図る こと。
- 2.ハローワークにおける相談機能の強化・職業訓練の充実を図ること。
- 3.緊急雇用創出特別奨励金事業について、対象年齢を 40 歳以上に引き下げること。
- 4. 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の支援充実を図ること。
- 5. 不安定な雇用状態にある登録ヘルパー等の介護従事者について、 雇用安定施策の充実を図ること。
- 6.公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

### 公立学校の施設整備に関する要望

公立学校施設の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1.公立学校施設の整備予算について、必要事業量を確保するとともに、補助単価の改善、補助対象面積の弾力的取扱いをはじめ補助制度の充実を図ること。

また、起債対象要件を緩和すること。

- 2. 大規模改造事業・耐震補強事業について、補助基本額上限の引上 げ、補助対象範囲の拡大など補助制度の充実を図ること。
- 3.地域に応じた少人数教育の取組みに必要な教室等の整備について 十分な支援措置を講じること。
- 4.学校施設のバリアフリー化を推進し、障害のある児童生徒の教育環境の改善を図ること。
- 5.新学習指導要領に対応した学校の教育環境の整備について十分な 財政措置を講じること。
- 6.学校給食施設整備事業に対する補助基準面積、補助単価の引上げ及び補助対象品目の拡大など補助制度の充実を図ること。
- 7.国有学校用地については無償貸付とするとともに、改築承諾料の 徴収を廃止すること。

## 義務教育施策等に関する要望

義務教育等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置 を講じられたい。

- 1. 少人数教育の推進等のための教職員配置の充実について
  - (1) 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に完全実施するとともに、さらなる教職員配置の充実を図ること。
  - (2) 地域に応じた少人数教育の取組みに必要な教職員配置に対し、十分な支援措置を講じること。
  - (3) 小学校専科教員について充実を図ること。
  - (4) 複式学級解消のため、学級編制基準の改善を図ること。
  - (5) 帰国子女、外国人子女が多数在籍する学校への教員の配置を充実すること。
  - (6) 専任の司書教諭の配置について、小規模校も含めて措置すること。
  - (7) コンピュータ等の専門知識を有する教職員の養成と配置の充実を図ること。
  - (8) 学校事務職員、学校栄養職員の配置の促進を図ること。
- 2. 生徒指導体制の充実強化について
  - (1) スクールカウンセラーの養成を充実し、すべての小・中学校に早期に配置すること。

- (2) 心の教室相談員を増員し、小学校への配置を促進すること。
- (3) 小中学校における生徒指導担当教員の配置の促進を図ること。
- (4) 養護教諭の全校配置及び生徒指導等に配慮を要する学校等への 複数配置を促進すること。
- 3. 障害児等の教育環境の整備について
  - (1) 特殊学級の学級編制基準を改善すること。
  - (2) 通級指導担当教員の充実を図ること。
  - (3) 障害児が在籍する学級に介助員を配置するとともに、教職員の配置の充実を図ること。
  - (4) L D (学習障害) A D H D (注意欠陥・多動性障害)等の児童・ 生徒に対する通級制度を確立するとともに、適切な対応が図れる よう、専門教員の養成、配置の充実を図ること。
  - (5) 入退院を繰り返す児童生徒について院内学級への入学手続の簡素化を図ること。
- 4. 完全学校週5日制及び新学習指導要領への対応について
  - (1) 完全学校週5日制の実施に伴う事業について支援を行うこと。
  - (2) 「総合的な学習の時間」の充実を図るため、十分な財政措置を講じること。
  - (3) 情報教育関連機器整備に対する財政措置の充実を図ること。
  - (4) 指導主事及び社会教育主事の配置に対する支援措置を講じること。

- 5.就学援助に係る所要の予算額を確保するとともに、補助制度の充実を図ること。
- 6.義務教育費国庫負担金の対象経費から共済費長期給付負担金及び 退職手当を外す見直しを行う場合には、歳出削減不可能な重要な義 務的経費に係るものであり、また、地方財政に与える影響も甚大で あることから、税源移譲を含む税財源措置を同時に行うこと。
- 7.国立大学教育学部及びその付属幼稚園・小中学校・養護学校については地域の実情と意向を十分に尊重し、存続すること。
- 8.出会い系サイトなど、青少年に有害なサイトに対し適切な対策を講じること。
- 9. 遠距離通学児童生徒の通学費に対する財政支援措置の充実を図ること。

# 幼児教育の振興に関する要望

幼児教育の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置 を講じられたい。

- 1.幼稚園就園奨励費補助制度の充実を図ること。
- 2.幼児教育の重要性にかんがみ、外国人学校に幼稚園就園奨励費補助制度を適用すること。
- 3.幼稚園と保育所の一元化を図るため、抜本的・具体的な制度の見直しを図ること。

# 地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を 講じられたい。

1. 史跡等公有化助成事業に係る所要の予算額を確保するとともに、 用地提供者の譲渡所得に係る特別控除額の引上げ等、税法上の特例 措置の充実を図ること。

また、史跡等保存に伴う公共施設移転用地の取得に対し財政措置を講じること。

- 2. 埋蔵文化財発掘調査事業に係る原因者負担について法律に基づく制度として明確化するとともに、補助制度の充実を図ること。
- 3. 埋蔵文化財センター及び史跡等保存修理に係る所要の予算を確保するとともに、補助制度の充実を図ること。
- 4. 重要伝統的建物群保存地区の貴重な町並みを保存し、次代へ確実に継承するため、地区内の土地及び家屋に係る相続税の減免措置を講じること。

また、重要伝統的建物群保存地区の特定物件及び県・市の指定文化財について、国指定文化財と同様に建築基準法の適用除外とすること。

5.公民館、公立図書館、博物館など公立社会教育施設整備について 老朽化に伴う代替施設整備を含め財政措置の充実を図ること。

6.地域における科学技術の振興を推進するため、ハード・ソフト両面にわたる総合的な支援施策の充実を図るとともに、国における科学技術に関する基本的施策の策定に当たっては、地方自治体の意見を十分反映すること。

#### 農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の 事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.食の安全を確保し、消費者の信頼を回復するため、食品安全行政を早期に確立し、食品関連企業や関係機関の指導、管理体制を強化すること。
- 2.食糧の安定供給と需給調整については、国の責任を明確にするとともに、農業者の理解が得られる実効性と公平性のある制度となるよう見直しを行うこと。
- 3.農業者が意欲を持って農業経営に取り組むことができる実効ある農業経営所得安定対策を早期に確立すること。
- 4. 農業の持続的発展と農業経営の健全化のため、新規就農者、法人経営等多様な担い手の育成・確保を推進するとともに、農地の円滑な流動化促進を図り、農用地の利用集積を促進すること。
- 5.生産性の向上と効率的・安定的な農業経営の確立を図るため、基 盤整備促進事業に係る財政措置を拡充すること。
- 6. 農業集落排水事業の促進をはかるため、必要な予算額を確保するとともに、排水処理事業の効率的・一体的な整備が行えるよう公共 下水道と農業集落排水施設との接続の弾力化を図ること。
- 7.ふるさと農道緊急整備事業については、平成 15年度以降も継続

延長すること。

- 8.中山間地域における農業者の生産活動を支援し、農業・農村の多面的機能の確保を図るため、中山間地域直接支払制度は、その効果が発揮されるまでの間、実施期間を延長するとともに、農用地基準、交付単価等について見直しを行うこと。
- 9.農産物を安定供給するため国際競争力の強化に向けた生産・流通の総合的な対策を講じること。
- 10.WTO農業交渉に当たっては、水産物、林産物を含め、日本提案の実現を目指すこととし、アクセス数量の適切な制定等、総合的な国境措置及び適切な国内管理体制を確立すること。
- 11.生産緑地内における市民農園に係る相続税の納税猶予制度を拡充すること。

また、農業公園の設置等に対する税財政上の特別措置を講じること。

- 12.家畜排せつ物処理適正施設整備に係る事業費枠を拡充するとともに、国庫補助採択基準の緩和等を図ること。
- 13.稲わら、牧草等輸入飼料の検査を徹底すること。
- 14.森林の持つ国土保全、水源かん養、地球温暖化防止、景観形成、などの多面的機能の発揮のため、その保全整備に係る財政支援措置を講じること。
- 15.里山等の自然環境を守るため市街化区域内に残された樹林地や山

林等良好な緑地保有者に対し、相続税の納税猶予制度等の納税優遇 措置を適用すること。

16. 松くい虫の被害を防止し、松林を保全するため、松くい虫関係予算を確保すること。

また、自然環境、生活環境に配慮した松くい虫防除方法の研究開発を推進し、保全すべき松林における的確な防除対策を図ること。

- 17.水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の充実を図ること。
- 18.沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。
- 19.漁業系廃棄物の処理対策並びに資源化に関する調査研究を推進するとともに、その成果を踏まえ、事業化の促進を図ること。

# 牛海綿状脳症(BSE)対策に関する要望

畜産業並びに食肉関係事業の健全化を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 各機関の連携によるBSEの感染ルート及び発生原因を徹底究明 し、発生防止並びに安全確保を推進すること。
- 2.消費者等に対する正しい知識の普及、食肉検査等の情報提供、国産畜産物の安全性のPRを推進し、牛肉需要を喚起する対策を講じること。
- 3. 家畜個体識別システムを推進すること。
- 4. 死亡牛検査施設等の整備や検査要員の確保を図ること。
- 5. 死亡牛のBSE検査を円滑に実施するため、対応マニュアルを制定するとともに、関係団体等に対する指導を徹底すること。
- 6. 死亡牛のBSE検査の完全実施に当たっては、地域の実情に十分 配慮すること。
- 7 .生産者及び食肉関連事業者に対する経営安定対策を拡充すること。
- 8.肉用牛経営の安定を図るため、BSE対応肉用牛肥育経営特別対 策事業や子牛生産拡大奨励事業を継続すること。
- 9.地方自治体が行うBSE関連対策について財政措置を拡充すること。

# 地域産業の振興等に関する要望

地域産業の振興と地域経済の活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.景気の早期回復を期するため、総合的な経済振興対策の推進を図ること。
- 2.中小企業対策等について
- (1) 中小企業経営の安定及び地場産業の育成を図るため、中小企業 等関連施策を強力に推進するとともに、関係予算の確保を図ること。
- (2) 中小企業向けの融資については、信用保証制度の充実及び円滑な資金調達の実現を図ること。
- (3) 地域産業を活性化させるため、創業・新規開業支援策等の積極的かつ総合的な拡充を図ること。
- 3.地域経済の自律的発展を促進するため、日本政策投資銀行による出融資機能の充実を図ること。
- 4.商店街振興組合設立に対する支援策の推進を図るとともに、商店街の活性化について総合的な支援措置を図ること。
- 5.大規模小売店舗立地法については、市町村が事前指導等を行えるよう改正を図ること。
- 6. PFI手法の導入を促進するため、財政支援措置を拡充するなど、

同手法の導入円滑化のための措置を充実させること。

- 7.新エネルギーの技術開発及び導入促進のため、風力発電や住宅用 太陽光発電などに対する財政支援措置や税制上の優遇措置の拡充 を図るとともに、補助対象事業及び補助単価の充実を図ること。
- 8.公営競技交付金制度は、事業収益に応じた負担とするよう見直すとともに、交付金の使途の再検討を図るため、関係省庁からなる協議機関を設置すること。

## 公共事業用地の確保に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、公共用地の確保に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
- 2.国有地及び旧国鉄用地の処分にあたっては、まちづくり等について地元市町村との合意形成を図るとともに、市町村への優先的払下げ並びにその払下げ価格等について特段の措置を講じること。
- 3. 市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限を緩和すること。
- 4.土地開発公社の経営健全化にむけて支援策を拡充するとともに、保有地の処分について、柔軟に対応できるよう制度を拡充すること。
- 5.最終処分場の緩衝地として買収する周辺緑地への税制措置を拡充すること。

#### 下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1.下水道の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るため、必要な国 費及び事業費を確保すること。

また、新たな長期計画を策定するにあたっては、地域の総合的な経営主体である都市自治体の意見を十分勘案し策定すること。

- 2.下水道整備については、雨水対策設備等も含めた、管渠等の補助 対象範囲の拡大、及び補助採択基準の緩和等、補助制度の一層の充 実強化を図ること。
- 3.公共下水道の管渠の国庫補助対象範囲について、市町村合併による不利益が解消され、市町村合併が図りやすくなるよう、合併後においても、合併前の自治体の規模に応じた補助対象基準を適用できるよう措置を講じること。
- 4. 下水道事業債については、政府資金等の良質な資金を確保するとともに、償還期限の延長、並びに借換債の条件緩和等を図ること。また、元利償還金の地方交付税への算入率を引き上げること。
- 5.消費税率3%時に借入れした事業債の元利償還金に対する一般会 計繰入金にかかる消費税については、借入れ当時の税率を適用する こと。

## まちづくり等に関する要望

まちづくりの推進等のため、国は、次の事項について積極的な措置 を講じられたい。

- 1.中心市街地の活性化を強力に推進するため、都市等の取組みに対する関連予算を確保するとともに、新たな活性化事業やTMO(中心市街地整備推進機構)の育成などを含め、総合的かつ継続的な支援策を講じること。
- 2. 都道府県が定める都市計画・建築基準等については、市町村が自ら定められるよう関係法令の改正を図ること。

また、個性豊かなまちづくりを進める上で、条例の実効性が確保 できるよう関係法令の整備を図ること。

3 . 土地区画整理事業等の市街地整備については、財政支援措置等の 拡充を図るとともに、用地の交換分合における税制上の優遇措置を 講じること。

また、組合土地区画整理事業に対しては、財政支援措置の拡充を図るとともに、無利子貸付金制度の弾力的な運用が図られるよう制度を改正すること。

- 4.街路事業に必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。
- 5.構造改革特別区域については、都市の提案を積極的に採択すると

ともに、地域特性に応じた規制緩和を図ること。

また、都市再生プロジェクト推進のため、必要な支援措置を図ること。

- 6.ヒートアイランド現象緩和のため、公共施設に係る屋上緑化事業に対する財政支援措置を図ること。
- 7. 開発インターチェンジの建設を行った第三セクター対し、支援措置を講じること。
- 8.公共工事の資材置場等に係る農地の一時転用許可については、届出制となるよう制度改正を行うこと。
- 9.良好な都市景観形成のため、屋外広告物について適正な規制が行えるよう制度改正を図ること。

## 都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を 促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1.都市公園の整備を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度等を拡充すること。

また、地域の要請等を配慮した国営公園の選定を行うとともに、国有地を借りて都市公園として整備する場合は、すべて無償貸付とすること。

なお、次期都市公園等整備計画を策定するにあたっては、地域の総合的な経営主体である都市自治体の意見を十分勘案し策定すること。

- 2.緑地保全事業・近郊緑地保全事業等に必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度等を拡充すること。
- 3.生産緑地内での市民農園に対して相続税徴収猶予制度の拡充を図ること。
- 4.都市生産緑地買取り申し出に係る生産緑地の開発行為等の制限解除期間と相続税納税猶予確定期間が一致するよう制度改正を図ること。

また、生産緑地並びに宅地化農地の買取りに対する財政支援制度 及び法的措置を講じるとともに、譲渡者に対する税制上の優遇措置 を拡充すること。

# 治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、治水関係事業の整備促進に関し、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1.治水事業の着実な整備促進を図るため、次期長期計画を策定するとともに、必要な国費・事業費を確保すること。

また、河川改修事業の推進を図るとともに、関係予算を確保すること。

2.地域特有の自然・歴史・文化と河川の特性が調和した交流拠点の創出など、水辺空間の整備推進を図ること。

また、河川管理者において、維持流量を確保するとともに、潤いのある水辺空間を復元するため、現況に応じた調整措置を講じること。

- 3. 市が管理する河川等に対する支援措置の充実を図ること。また、河川敷地内の民有地の解消を図ること。
- 4.急傾斜地崩壊対策事業の着実な整備促進を図るため、必要な国費・事業費を確保すること。

また、次期急傾斜地崩壊対策事業計画を策定するにあたっては、 地域の総合的な経営主体である都市自治体の意見を十分に勘案し 策定すること。

- 5 . 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律が 円滑に実施できるよう、対象住民に対する支援措置等を講じること。
- 6.水需要に合わせた農業用水から生活用水への利用が図られるような水利権の弾力的な運用を行うとともに、水利権の再配分を図ること。

## 道路の整備促進に関する要望

健全でゆとりある都市生活を支える基盤施設である道路の整備を 促進するため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積 極的な措置を講じられたい。

1. 道路の計画的で着実な整備を進めるため、次期道路整備長期計画 を策定するとともに、その策定にあたっては、地域の総合的な経営 主体である都市自治体の意見を十分勘案すること。

また、次期道路整備長期計画を着実に推進するため、必要な国費・ 事業費を確保すること。

2.道路特定財源については、道路が果たす役割、整備が遅れている地方道の現況を踏まえ、地方における道路整備財源の充実を図る視点に立って検討し、必要な財源の充実確保を図ること。

また、自動車重量譲与税等の市町村への配分割合を引き上げるとともに、国庫補助事業の充実や地方道路整備臨時交付金事業の充実、地方特定道路整備事業の継続など、都市の道路整備財源の充実を図ること。

3.円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格 道路、一般国道等の整備にあたっては、採算性のみでなく地域の実 情等を十分勘案するとともに、必要な国費・事業費を確保し、早期 に事業着工・完成させること。 また、道路関係四公団民営化推進委員会における検討に際しては、地方の意見を真摯に聞くとともに、その意見を反映させること。

さらに、高速自動車国道については、現行の全国料金プール制度 を活用しつつ、地方に新たな負担を求めることなく、国の責任にお いて法定予定路線 11,520km を整備すること。

- 4.災害に強い国土構造を形成するため、道路防災対策の促進と代替性の高い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 5 . 大気汚染の防止や沿道の騒音の低減を図るため、沿道環境改善事業を促進すること。

また、道路の整備にあたっては、環境に十分配慮するとともに、 地域住民の意向を考慮すること。

6.電線類の地中化を促進するため、必要な事業費を確保するとともに、対象の拡大を図ること。

# 公営住宅に関する要望

良好な住宅を供給するため、公営住宅の整備にあたり、国は、次の 事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.公営住宅の譲り受け希望者に対して円滑に譲渡が行えるよう、公営住宅法第44条第1項及び同法施行令第12条等による譲渡処分 承認基準を緩和すること。
- 2.公営住宅家賃の設定については、住民税の情報により所得把握が行えるよう制度改善すること。
- 3.公営住宅等供給促進緊急助成事業の対象期間を延長すること。
- 4.特定優良賃貸住宅制度における入居者負担額の更なる軽減等の対策を講じること。

#### 運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の充実強化及び地域の振興を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1.公共交通事業者等のバリアフリー施設の整備を促進するため、鉄道事業者等に対する指導及び財政支援措置を強化すること。

また、交通バリアフリー施設設備整備の国庫補助採択基準の弾力的な運用等について見直しを行うこと。

- 2. 整備新幹線について
- (1) 整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、 その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の 手続を進め、早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 建設に伴う地域の負担については、適切な措置を講じるとともに、財源措置の充実強化について特段の配慮を図ること。
- 3. 軌間可変電車(フリーゲージトレイン)の早期実用化を推進すること。
- 4.鉄道の整備促進について
- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の高速化、複線化、路線延長及び鉄道新線建設等の整備促進に必要な予算を確保すること。
- (2) 地域社会の形成及び生活交通確保のため、地方鉄道事業者等に

対する経営安定化のための財政支援等を強化するとともに、第3セクター鉄道会社を構成する自治体に対して助成制度を確立すること。

- (3) 鉄道整備を含む一体型土地区画整理事業については、総合的な 支援措置を講じること。
- 5.地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持確保のため、必要な予算額を確保するとともに、補助制度の拡充を図ること。

また、地方公共団体が運行する各種生活交通維持確保策に対して 必要な財政支援措置を講じること。

- 6.空港の整備促進を図るため、必要な国費及び事業費を確保するとともに、空港周辺の総合的な開発整備等を積極的に推進すること。また、地方空港の就航便の確保を図ること。
- 7.交通需要マネジメント(TDM)施策及び高度道路交通システム(ITS)施策を推進するとともに、新しい交通システムの導入など都市内交通基盤の整備促進に対し、制度の拡充及び財政支援を図ること。
- 8.自動車対策について
- (1) 自動車駐車場の整備を促進するための施策を充実し、補助制度を拡充すること。また、違法駐車対策を強力に推進すること。
- (2) 自動車リサイクル制度の実効性を確保するため、抹消登録制度の厳格な適用をはじめとした不法投棄車対策の強化を図るなど、

適切な措置を講じること。

- (3) 交通事故の未然防止のため、四輪車を含む全車両の前照灯昼間 点灯走行を義務付けること。
- 9.鉄道事業者等の自転車駐輪場の設置について、実効ある施策を推進するとともに、施設整備に係る補助制度の充実を図ること。

また、放置自転車の整理・撤去に係る処分費用に対する補助制度を確立すること。

10. 海上船舶からの不法投棄について、監視活動の強化を図ること。

#### 港湾等の整備促進に関する要望

産業活動・生活を支える基幹的な社会資本である港湾等の整備促進 を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.港湾等の整備促進を図る観点から、港湾整備及び海岸事業に係る 次期長期計画を策定するとともに、計画を着実に推進するため、港 湾整備特別会計制度を堅持し、必要な国費・事業費を確保すること。
- 2.物流に係るコスト・時間を縮減し、産業の競争力を強化するため、 多目的国際ターミナル及び内貿ターミナル等の物流基盤施設整備を 推進するとともに、沿岸地域において安全で効率的な海上輸送ネットワークの構築を図ること。
- 3. 港湾手続のワンストップサービス化を早期に実現するとともに、 港湾 EDI システムの管理運営を国において実施すること。
- 4.循環型社会を実現するため、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築を図るとともに、廃棄物海面処理場の整備促進を図ること。
- 5.自然と共生する社会を実現するため、砂浜・干潟の再生・創造、 臨海部における自然豊かな緑地の整備促進を図ること。
- 6.港湾における総合的な防災対策を推進するため、ハード・ソフト 一体となった災害に強い海岸づくりを推進すること。
- 7.既存港湾施設の有効活用を図るため、維持修繕に係る財政上の支援制度の拡充を図ること。

また、国有港湾施設の維持・管理については、国の役割を高めること。

# 特殊法人等整理合理化に関する要望

特殊法人等整理合理化計画に基づく特殊法人改革の推進にあたっては、安易に地方に負担を転嫁することのないよう十分な措置を講じられたい。

- 1.石油公団関係について
- (1) 石油貯蔵施設立地対策等交付金制度については、これを堅持するとともに、必要な予算額を確保すること。
- (2) 国有化される国家石油備蓄基地の土地・施設については、国有資産等所在市町村交付金制度の対象とし、その所要額の確保を図ること。
- (3) 国有化される洋上石油備蓄施設等については、関係地方公共団体において水域占用料を徴収できなくなることから、必要な措置を講じること。
- 2.都市基盤整備公団関係について

都市基盤整備公団が実施している事業については、同公団の責任において完遂すること。